

定 款

(名 称)

第1条 本社は、東金アマチュア無線クラブという。

(事務所)

第2条 本社の事務所は、千葉県東金市東金1332番地海老澤商店内に置く。

(目 的)

第3条 営利を目的としないでアマチュア無線の健全な発展を図り
会員相互の友好を増進し、あわせて無線科学の向上の発展に
貢献する。

(事 業)

第4条 本社は、前条の目的を達成するための事業を行う。

- (1) アマチュア局の設置と運用
- (2) アマチュア無線についての調査研究
- (3) その他本社の目的達成に必要な事業

(会員の種類と資格)

第5条 本社の会員は、正員と準員の2種類とする。

- (1) 正員 アマチュア局の無線設備の操作を行うことができる
無線従事者の資格を有するもの
- (2) 準員 前項の資格者以外の者で、アマチュア無線技術に興味を有する者
- (3) 原則として東金市在住の者（会員の住所移転は可）

(会員の資格の喪失)

第6条 会員は次の場合に資格を失う。

- (1) 会費の滞納（9月末を経過した時）
- (2) 死亡
- (3) 電波法令に違反し、罰則の適用を受けた者

(会員の権利)

第7条

- (1) 本社の設置するアマチュア局その他の設備を利用すること
- (2) 正員は総会の議決権を行使すること
- (3) 準員は総会において意見を述べること

(入 会)

第 8 条

(1) 本社の会員になろうとする者は、入会金を添えて書面をもって会長に届け出ること

(2) 年度内に再入会する場合は、入会金を免除する

(会員の脱会)

第 9 条 会員が本社員から脱会しようとするときは、書面をもって会長に届け出る。

なお、会費未納者は脱会月までの会費を納入すること

(会 費)

第 10 条 会費は次の会費を納入しなければならない。

(1) 入会金 1, 000 円

(2) 会 費 年額 3, 000 円 家族及び学生は半額とする

(3) 会費納入は年 1 回とし、9 月末までとする

(会費の返納)

第 11 条 会員が第 6 条及び第 9 条に該当した時、すでに納入した会費は返納しない。

(役 員)

第 12 条 本社員には次の役員を置く。

(1) 理事 13 名

(2) 監事 2 名

(3) 顧問 若干名

(役員を選出)

第 13 条 本社の役員を選出は次のとおりとする。

(1) 理事と監事は正員の中から選任する

(2) 会長及び副会長は理事の中から選任する

(3) 会計は理事の中から選任する

(役員任期)

第 14 条 役員任期は 2 年とし再任を妨げない。

(役員の仕事)

第15条 役員は次の業務を行う。

- (1) 会長は本団を代表し、業務を掌握統括する
- (2) 副会長は会長不在の場合、会長の業務を代行する
- (3) 理事は会長を補佐し、本団の業務を執行する
- (4) 監事は、会計及び理事の職務を監査する

(理事会)

第16条 理事会は会長が招集し、本団の業務の執行に必要な事項を決める。

(総会)

第17条 総会は通常総会と臨時総会とする。

- (1) 通常総会は毎年1回会長が招集する
- (2) 臨時総会は理事会又は正員の2分の1以上から理由を付して要求のあった時に開催する

(議決方法)

第18条 総会・理事会の決議は出席者の過半数をもって行ない可否同数の時は、議長の決するところとする。

(総会の議事)

第19条 総会に付議する事項は次の通りとする。

- (1) 事業計画、予算、決算
- (2) 定款の変更
- (3) 会員または重要な財産の得喪変更
- (4) 解散
- (5) その他

(資産)

第20条 本団の資産は、設立当初の寄付財産、会費、寄付金その他の収入とする。

(会計年度)

第21条 本団の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(届 出)

第22条 会長は次のことを行う。

- (1) 構成員(正員)に変更があった時は、速やかに総合通信局長に届出ること
- (2) この定款または理事について変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長に届出ること

付 則

1. 第4条の(3)に関し、専門部を置くことができる。
2. 本定款は、昭和50年11月23日から適用する。
一部改正 昭和56年 4月19日 総会承認
一部改正 昭和61年 6月14日 総会承認
一部改正 平成 2年 6月23日 総会承認
一部改正 平成 9年 6月14日 総会承認
一部改正 平成11年 6月29日 総会承認

慶 弔 規 定

東金アマチュア無線クラブの慶弔規定を次のとおり定める。

- 1 会員が結婚するとき……………祝電をおくる。
- 2 会員もしくは、会員の家族に弔事があった時、下記により弔慰金をおくる。
会員死亡の場合……………金5千円と花環または1万円とし、併せて弔電をおくる。
会員の実父母及び同居家族(同一敷地)が死亡した場合……………金5千円または花環をおくる。
- 3 特に必要が生じた場合は、役員会に於いて決定するものとする。

付則

- 本規定は、平成 6年5月21日から適用する。
一部改正 平成13年6月 9日総会承認
一部改正 平成16年6月12日総会承認

東金アマチュア無線クラブ
J E 1 Y S Y